

東京都新しい公共支援基金条例

平成二三年三月一日

条例第一号

東京都新しい公共支援基金条例を公布する。

東京都新しい公共支援基金条例

(設置)

第一条 国が都に交付する新しい公共支援事業交付金により、新しい公共の担い手となる特定非営利活動法人等の自立的活動を支援し、新しい公共の拡大と定着を図るため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都新しい公共支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効等)

- 2 この条例は、平成二十五年九月三十日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

(平二四条例二七・一部改正)

附 則(平成二四年条例第二七号)

この条例は、公布の日から施行する。